

東京都立大学同窓会個人情報保護規程

制定：平成22年9月15日

改正：令和2年3月17日

第1条 法の遵守

「個人情報の保護に関する法律」、その他の個人情報に適用される関係法令・規則を遵守するとともに、一般に公平と認められる個人情報の取扱い慣行に準拠し、個人情報を適法かつ安全に取扱います。

第2条 個人情報の定義

個人情報とは、会員の個人に関する情報で、学部卒業者については、氏名、卒業期、卒業学部・学科、自宅住所、自宅電話番号、勤務先又は進学先、同連絡先電話番号、メールアドレスについての情報、大学院修了者については、学部卒業者項目のうち、卒業期は修了期、卒業学部・学科は修了研究科・専攻と読み替えた情報です。

第3条 個人情報の収集

随時入会希望者並びに学生の入会希望者からの個人情報は、当該個人の申し出を受け、本人から同窓会の「個人情報保護方針」の同意を得た後、入手します。

第4条 個人情報の利用目的

同窓会が所有する個人情報は、同窓会規約の第4条 事業活動、及び会員への情報サービスとこれらに付随する業務を行う目的の範囲内で利用します。

第5条 業務委託先に対する個人情報の提供、監督

業務の一部を委託するために、業務委託先に対し必要な範囲の個人情報を提供する場合は、業務委託先との間で守秘義務契約を締結した上で、委託先の適正な管理・監督を確認して業務委託等を行います。

第6条 第三者への提供

上記第5条の場合及び次のいずれかの場合を除き、第三者への個人情報の開示と提供は行いません。

- 1) 本人の同意がある場合
- 2) 法令に基づき開示、提供を求められた場合
- 3) 統計的データなどの個人の特定出来ない状態で開示、提供する場合

第7条 個人情報の維持、管理

- 1) 個人情報管理総括責任者は同窓会事務局長とし、東京都立大学同窓会の個人情報の全てに

関し、管理・監督する

2) 問合せ窓口を設置し、事務局担当者がその任にあたる

個人情報に関し、会員からの問合せに対しては、その内容を速やかに関係者へ報告する

3) 個人情報は、「同窓会名簿管理システム」のデータベース(以後、個人情報データベースと呼称)に格納するものとする

4) 個人情報データベースの維持・管理のために、システム担当者を置く

5) 個人情報データベースへのアクセスは、限定した者とし同窓会事務局長が任命する

一 アクセス権が与えられた者に対しては、個人情報データベースへのアクセス認証のため、ID 及びパスワードが与えられる

二 アクセス権を与えられた者は、認証用の ID、パスワードを他人に与えたり教えたりしてはならない

三 アクセス権を与えられた者が、その任を解かれた場合、その者が持つ ID、パスワードを速やかに削除する

四 新たにアクセス権を与える者に対しては、新たな ID とパスワードを与えるものとする

五 アクセス認証用のパスワードは、定期的に更新するものとする

六 ID とパスワードの発行並びに管理は、前項のシステム担当者が、個人情報管理総括責任者と連携し行う

七 アクセス権を与えられた者は、業務に必要な時に限り個人情報データベースにアクセスするものとする

八 アクセス権を与えられた者は、個人情報保護についての誓約書を取り交わすものとする

6) 業務上必要なものとして、個人情報を紙などに出力した場合は、当該業務終了後速やかに、シュレッダーで処理をして廃棄する

7) 会員の個人情報の正確性を維持するため、会員は本人の情報に変更があった時は、第 8 条のいずれかの方法で、個人情報データベースへ速やかに対応させるものとする

8) 規程にないケースで個人情報を処理せざるを得ないときは、個人情報管理総括責任者が個人情報保護方針に基づき適切に対応するものとする

第 8 条 会員からの個人情報の開示、訂正、利用停止、消去に関する要求

同窓会の保有する個人情報について、会員本人から自己の個人情報の開示、訂正、利用停止、消去の要求があった場合、所定の手続きに則り対応します。

1) 会員からの要求は、問合せ窓口を経由して対応する

2) 開示、訂正、利用停止・消去に対し妥当と認められる時は、「開示/訂正/利用停止/消去申請書」をその会員に送付する

3) 会員は送付された書式に必要事項を記入し、当会に返送する

4) 返送された書式の内容をチェックし、瑕疵がなければ請求に従って、当該会員の該当する個人情報の開示、訂正、利用停止、消去の措置を行う

- 5) 開示の場合は、要求された開示項目を送付する
- 6) 利用停止、消去の場合は、利用停止・消去の措置をした旨当該会員へ通知する

第9条 規程の改定

- 1) 社会環境の変化、法律の改定に対応した本規程の更新はもとより、本規程での個人情報保護に関し、問題の発生や対応がとれない等の事態が生じた場合は、可及的速やかに本規程を改定するものとする
- 2) 改定にあたっては、理事会の承認を得るものとする
- 3) 改定の内容については、可及的速やかに当会 HP と会報で会員に告知し、直近の評議員会に報告するものとする

(附則) この個人情報保護規程は、平成22年9月15日から適用する。

(附則) この改正は、令和2年4月1日から施行する。

以 上

問合せ窓口：

個人情報保護に関するお問合せは、下記の事務局までご連絡下さい。

東京都立大学同窓会（2020年3月31日までは首都大学東京同窓会）事務局
〒192-0364

東京都八王子市南大沢 1-1 本部棟 342

電話&FAX: 042-670-7702

電子メール： tmu-al@tmu.ac.jp